

総務省行政相談センター

まぐみみ福井

令和8年8月29日からの大雨 による災害被災者の皆様への 支援窓口案内

- 令和8年8月29日からの大雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。被災された方々が受けられる支援制度について、特に被害の大きかった坂井市を中心に災害救助法が適用された各市町における窓口をご案内します。
- 本資料に掲載している情報は、令和8年9月14日までに各機関のホームページ等に掲載された情報に基づき作成しています。
- 本資料に掲載していない情報であっても、支援制度等をご案内できる場合がございます。お困りになっていることがございましたら、どうぞお気軽にお問合せください。

【総務省福井行政監視行政相談センター】

(行政苦情 110 番)0570-090110

※ 受付時間: 平日 9 時 00 分～16 時 45 分

受付時間外は留守番電話で対応

NTT コミュニケーションズが定める通話料がかかります。

(インターネット)



各市町、県からのお知らせ

- 福井市 … 1
- 大野市 … 3
- 勝山市 … 4
- あわら市 … 5
- 坂井市 … 6
- 永平寺町 … 8
- 福井県 … 9

被災自動車の廃車、自動車税減免

…11

生活福祉資金貸付制度

…11

福井県災害多言語支援センター

…12

被害を受けた企業への対応

…13



総務省 福井行政監視行政相談センター

〒910-0859

福井市日之出 3-14-15 福井地方合同庁舎 2 階

☎ 0776-24-0403



各市町、県からのお知らせ

福井市

【各種手続きに必要な「り災証明書」の発行】

各種支援金の申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要となります。

申請先	電話番号等	備考・QRコード
危機管理課 (大手 3-10-1)	0776-20-5234 【↓専用窓口】 0776-20-5480	- 原則、被災から 6 か月以内に申請 - 郵送又は窓口申請 
電子申請 (マイナポータル)	右の QR コードを 読み込み	
美山連絡所 (リモート窓口による 申請)	※美山連絡所の職 員までお声掛けくだ さい。	美山連絡所において、リモート窓口によるり災 証明書等の申請を受け付けます。

【住宅災害見舞金の支給】

居住する住宅が災害により被害を受けた場合、その世帯主に対して、被害の区分に応
じて住宅災害見舞金を支給します。

申請先	電話番号	備考
福祉政策課	0776-20-5786	ぴったりサービスからの 電子申請可 

【災害ごみの仮置場】

浸水被害により発生した災害ごみの仮置場を下記のとおり開設します。

場所	期間	問合せ先
収集資源センター (南江守町 2-1)	9 月 1 日～当面の間 9:00～16:00	収集資源センター ☎ 0776-35-0052 環境政策課 ☎ 0776-20-5609 
(美山地区) 受入終了 旧羽生小学校	9 月 1 日～当面の間 9:00～16:00	
(森田地区) 受入終了 上野本町グリーンパーク	9 月 1 日～6 日 9:00～16:00	

【土砂の搬出】

災害で発生した土砂は、土のう袋や厚手の袋に詰めて下記の場所へ搬出してください。

搬出先	注意	備考
旧羽生小学校(大宮町) 災害ごみ仮置	土のう袋や厚手の袋に入らな 受入終了 り土 砂仮置場へ搬出してください。	監理課 ☎ 0776-20-5555

【ボランティアの派遣要請】 **閉所**

災害ボランティアセンターは閉所しました。ボランティアに関する相談は、福井市社会福祉協議会ボランティアセンターの業務として引き継ぎます。

ボランティアのご依頼がある場合は下記の連絡先までご連絡ください。

支援内容	問合せ先
災害ボランティアに関する相談	福井市社会福祉協議会ボランティアセンタ ー ☎ 0776-22-0022

【市営住宅の一時使用】

福井市では、震災等で被災された方に、市営の住宅を提供しています。

対象者	対象住戸	使用期間	使用料・敷金	問合せ先
震災等で被災された方	新保団地 湊団地 福団地	6ヶ月以内	免除 ※自治会費は 自己負担	市営住宅課 ☎ 0776-20-5570

【その他支援制度一覧】

その他、福井市が実施する支援メニューやお知らせは、福井市ホームページ内「大雨で被災された皆様へ」をご確認ください。



大野市

【各種手続に必要な「り災証明書」の発行】

各種支援金の申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要となります。

申請先	電話番号等	備考・QRコード
税務課 (天神町 1-1)	0779-64-4811	・ 原則、被災から 1 年以内に申請 ・ 郵送又は窓口申請 ・ 福井県電子申請ページからの申請可 

【住宅災害見舞金の支給】

居住する住宅が災害により被害を受けた場合、その世帯主に対して、被害の区分に応じて住宅災害見舞金を支給します。

申請先	電話番号	備考
福祉課 (結とぴあ 1 階)	0779-64-5142	・ 福井県電子申請ページからの申請可 

【災害ごみの仮置場】

浸水被害により発生した災害ごみの仮置場を下記のとおり開設します。

場所	期間	問合せ先
ビュークリーンおくえつ (南新在家)	8月31日～9月14日	・ビュークリーンおくえつ ☎ 0779-66-6690 ・環境・水循環課 ☎ 0779-64-4828 

【農地等の被害に関する問合せ】

○ 土地改良区に加入している農用地や農業用施設等の場合

場所	電話番号
大野市土地改良区	0779-65-4758
大野東部土地改良区	0779-66-5243
堀兼土地改良区	0779-64-1273
上庄大井土地改良区	0779-64-1273
明後土地改良区	0779-64-1273
木の本原土地改良区	0779-64-1273

○ その他農地等被害の場合

問合せ先	電話番号
農業林業振興課	0779-64-4818

勝山市

【各種手続きに必要な「り災証明書」の発行】

各種支援金の申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要となります。

申請先	電話番号等	備考・QRコード
総務課危機管理防災係 (元町 1-1-1)	0779-88-8125	

【住宅災害見舞金の支給】

居住する住宅が災害により被害を受けた場合、その世帯主に対して、被害の区分に応じて住宅災害見舞金を支給します。

申請先	電話番号	備考・QRコード
福祉課	0779-87-0777	

【災害ごみの仮置場】

市が発行する「被災証明書」を提示することで、処理手数料が無料になります。

場所	期間	問合せ先
ビュークリーンおくえつ (大野市南郷) 受入終了	13:00～16:30	・ビュークリーンおくえつ ☎ 0779-66-6690 

【農作物への被害について】

経営所得安定対策交付金を申請されている方で、以下の農作物について、大雨により被害を受けた場合は、今後、交付金を受けるために以下のものが必要となる可能性があります。

対象となる農作物	必要となる可能性があるもの	問合せ先
酒造好適米(酒米)/ 加工用米/飼料用米/ 米粉用米/そば/大豆	・被害を受けた場所(ほ場)の 位置図 ・被害の全体が分かる写真(5 枚程度)	・農林課 ☎ 0779-88-8106 

あわら市

【各種手続きに必要な「り災証明書」の発行】

各種支援金の申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要となります。

申請先	電話番号等	備考・QRコード
危機管理課 (市姫 3-1-1)	0776-73-8040	・窓口持参又はメール 

【住宅災害見舞金の支給】

居住する住宅が災害により被害を受けた場合、その世帯主に対して、被害の区分に応じて住宅災害見舞金を支給します。

申請先	電話番号	備考・QRコード
福祉課	0776-73-8020	

坂井市

【各種手続きに必要な「り災証明書」の発行】

各種支援金の申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要となります。

申請先	電話番号等	備考・QRコード
市民生活課 (坂井町下新庄 1-1)	0776-50-3030	・申請は、被災から3か月以内 ・窓口申請又は郵送 (郵送は市民生活課まで) 
三国支所	0776-82-8900	
丸岡支所	0776-68-0801	
春江支所	0776-51-9401	
電子申請 (ぴったりサービス)	右の QR コードを 読み込み	

【住宅災害見舞金の支給】

居住する住宅が災害により被害を受けた場合、その世帯主に対して、被害の区分に応じて住宅災害見舞金を支給します。

申請先	電話番号	備考
社会福祉課	0776-50-3041	

【災害ごみの受入れ先】

場所	期間	問合せ先
清掃センター (あわら市笹岡 33-3-1)	9 月 14 日から当面の間 (平日及び第 2、第 4 日曜日、8:30~17:00)	環境推進課 ☎ 0776-50-3032
目黒シンコースタジアム丸岡駐車場 (丸岡町長崎 6-69) 受入終了	9 月 1 日~13 日 9:00~16:00(土日也可)	

【一般家庭の災害土砂の搬出】

浸水被害により発生した一般家庭の災害土砂について、受け入れを行う仮置場を下記のとおり開設します。

受入れ場所	期間	備考
(株)森土建 資材置場 (丸岡町舟寄 (株) 受入終了 可)	9 月 1 日~13 日	建設課 ☎ 0776-50-3051 

【消毒液の無償配布】

坂井市では、9月1日14時から、感染症予防のため、家屋等が浸水被害にあわれた方を対象に消毒液の無償配布を行います。

内容	配布場所
・1世帯1本(10%塩化ベンザルコニウム製剤、500ml) ・平日(8:30～17:15) ※ 土日・祝日の配布なし	本庁舎 (坂井町下新庄 1-1)

【災害ボランティアの依頼】 閉所

災害ボランティアセンターは閉所しました。災害関係のニーズについては、当面の間、引き続きニーズ専用のダイヤルにて受付を行い、坂井市社会福祉協議会による通常のボランティア・市民活動センター業務として対応します。

申込先	受付期間	支援の内容
坂井市社会福祉協議会 (坂井町下新庄 18-3-1)  080-7347-3745	9:00～16:00 (土日祝も可)	住居内の片付け、住居内の汚泥の清掃、家財等の清掃、畳み上げ、災害ゴミの廃棄・運搬支援等

【市営住宅の一時使用】

坂井市では、令和8年8月29日から30日の大雨で被災され、ご自宅での居住が困難となった方へ、一時的な住まいとして市営住宅の空き住戸を提供します。

対象者	戸数	使用期間	使用料・敷金	問合せ先
大雨で被災され、ご自宅での居住が困難となった方	3戸 (先着順)	6ヶ月以内	免除	都市計画課  0776-50-3052

永平寺町

【各種手続きに必要な「り災証明書の発行」】

各種支援金の申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要となります。

申請先	電話番号等	備考・QRコード
防災安全課 (松岡春日 1-4)	0776-61-3951	

【災害ごみの仮置き場】※土砂・流木のみ

場所	期間	問合せ先
諏訪間団地北側空地 受入終了	9月4日～14日 (9:00～16:00)	住民税務課住民窓口係 ☎ 0776-61-3945 

【消毒液の無償配布】

9月3日12時から、感染症予防のため、家屋等が浸水被害にあわれた方を対象に消毒液の配布を行います。

内容	配布場所
・10%塩化ベンザルコニウム製剤 ・平日(8:30～17:15) ※ 土日・祝日の配布なし	福祉保健課及び各支所 ☎ 0776-61-3920

福井県

【福井県緊急被災者見舞金の支給】

令和8年8月29日から大雨による災害で、住家に床上・床下浸水等の被害を受けた世帯に対し、緊急被災者見舞金を支給します。

支給額	受付期間	支給開始時期
・住家が床上浸水した世帯 (準半壊～全壊)・・・10万円 ・住家が床下浸水した世帯 (一部損壊)・・・2万円	令和8年9月7日 ～令和9年3月31日	令和8年10月 頃から開始
市町	申請先	電話番号等
福井市	福祉政策課	☎ 0776-20-5786
大野市	福祉課	☎ 0779-64-5142
勝山市	福祉課	☎ 0779-87-0777
鯖江市	社会福祉課	☎ 0778-53-2264
坂井市	社会福祉課	☎ 0776-50-3041
永平寺町	防災安全課	☎ 0776-61-3951

【県営住宅の提供】

大雨で被災された方々に対し、県営住宅の一時提供を行っています。

対象者	対象住戸	使用期間	使用料・敷金	問合せ先
大雨で被災 された方	・上野団地(3戸) ・霞ヶ丘団地(2戸)	6ヶ月以内	免除 ※光熱水費、共 益費は自己負担	福井県営住宅 北地域管理センター ☎ 0776-50-2330 土木部建築住宅課 ☎ 0776-20-0507

【住宅の緊急の修理制度】

災害救助法による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、住家が半壊又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行うことを目的とするものです。

対象	限度額	完了期限
半壊又は準半壊程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住宅の損害が拡大するおそれがある世帯	1世帯あたり 56,400円以内	9月7日 (延長の場合あり)
対象市町	担当課	電話番号等
福井市	住宅政策課	☎ 0776-20-5571
大野市	交通住宅まちづくり課	☎ 0779-64-4815
勝山市	営繕課	☎ 0779-88-8128

あわら市	危機管理課	☎ 0776-73-8040
坂井市	都市計画課	☎ 0776-50-3052
永平寺町	えい住支援課	☎ 0776-61-3922

【住宅の応急修理】

災害救助法が適用され、「準半壊」以上の被害を受けた住家について、屋根や床、壁、窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を自治体が行うことで（自治体が業者に依頼し、修理費用を自治体が直接業者に支払う）、元の住家に引き続き住むことを目的としたものです。

対象	限度額	完了期限
令和 8 年 8 月 29 日からの大雨に伴う災害により被害を受けた世帯で被害認定の罹災証明書の判定が、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の判定を受け、 <u>自らの資力では応急修理をすることができない者</u>	「準半壊」の場合 367,000 円以内 (1 世帯当たり)	11 月 28 日
対象市町	担当課	電話番号等
福井市	住宅政策課	☎ 0776-20-5571
大野市	交通住宅まちづくり課	☎ 0779-64-4815
勝山市	営繕課	☎ 0779-88-8128
あわら市	危機管理課	☎ 0776-73-8040
坂井市	都市計画課	☎ 0776-50-3052
永平寺町	えい住支援課	☎ 0776-61-3922

被災自動車の廃車、自動車税減免

① 被災自動車の廃車(永久抹消登録)手続

詳しくは、次の窓口までお問い合わせください。

車種	窓口	電話番号
登録自動車	自動車検査登録手続ヘルプデスク	050-5540-2057 ※ オペレーターに直接問い合わせる場合は、自動音声案内が始まりましたら「037」を押してください。
軽自動車	軽自動車検査協会 福井事務所	050-3816-1774

② 自動車税の減免等

(自動車税種別割)

被災した自動車の修繕に要する費用が一定額を超える場合、その自動車の年税額の2分の1を減免します。

※ 災害を受けた日から30日以内に申請書を提出していただく必要があります。

窓口	電話番号
福井県税事務所 課税第二課 自動車税グループ	0776-21-8274
坂井県税相談室	0776-81-3179
奥越県税相談室	0779-65-1281

生活福祉資金貸付制度

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等を対象に、生活の安定や立て直しに必要な資金を貸し付ける制度で、今回の大雨で被災された方におかれても、要件に該当する場合はこの制度を利用することができます。



事業所名称	所在地	電話番号
福井市社会福祉協議会 日之出事務所	日之出 4-3-12	0776-50-7789
大野市社会福祉協議会	天神町 1-19 結とぴあ内	0779-65-8773
勝山市社会福祉協議会	郡町 1-1-50 福祉健康センター すこやか内	0779-88-1177
あわら市社会福祉協議会	市姫 2-31-6 老人福祉センター 市姫荘内	0776-73-2253
坂井市社会福祉協議会 本部・さかい支部	坂井町下新庄 18-3-1	0776-67-0699
永平寺町社会福祉協議会 松岡事務所	松岡吉野堺 15-44 松岡福祉総合センター内	0776-61-6003

福井県災害多言語支援センター

福井県災害対策本部の設置を受け、「福井県災害多言語支援センター」を下記のとおり設置しましたので、お知らせします。今後は、同支援センターで、多言語による情報発信、被災市町等が行う外国人対応を支援します。

1 設置日時

令和8年8月30日(日)午前8時00分

2 設置場所

福井県国際交流会館内(福井市宝永3丁目1-1)

3 設置および運営主体

福井県および(公財)福井県国際交流協会

4 業務内容

- ・外国人の被災情報の収集
- ・やさしい日本語および多言語による外国人への情報提供
- ・外国人等からの相談・問い合わせ等への対応
- ・被災市町や市町国際交流協会が行う被災外国人対応に必要な翻訳および通訳派遣支援ならびに関係機関との連絡調整 等

5 ホームページ

福井県国際交流協会ホームページ <https://www.f-i-a.or.jp/>

【問合せ先】

(公財)福井県国際交流協会

TEL:0776-28-8800

今回(こんかい)の大雨(おおあめ)のため、外国人(がいこくじん)の方(かた)を助ける(たすける)「福井県(ふくいけん)災害(さいがい)多言語(たげんご)支援(しえん)センター(せんたー)」を設置(せっち)しました。

このセンター(せんたー)では、外国人(がいこくじん)の方(かた)に、災害(さいがい)についての情報(じょうほう)を「やさしい日本語(にほんご)」や外国語(がいこくご)でお知らせ(おしらせ)します。

また、災害(さいがい)が起きた(おきた)市(し)や町(まち)が、外国人(がいこくじん)の方(かた)を助ける(たすける)ために必要(ひつよう)な通訳(つうやく)や翻訳(ほんやく)などを支援(しえん)します。

1 設置(せっち)した日時(にちじ)

2026 年(ねん)8 月(がつ)30 日(にち)(日) 午前(ごぜん)8 時(じ)

2 場所(ばしょ)

福井県国際交流会館(ふくいけんこくさいこうりゅうかいかん)

福井市(ふくいし)宝永(ほうえい)3 丁目(ちょうめ)1-1

3 運営(うんえい)

福井県(ふくいけん)、福井県(ふくいけん)国際(こくさい)交流(こうりゅう)協会(きょうかい)

4 センター(せんたー)の役割(やくわり)

- ・ 外国人(がいこくじん)の方(かた)が災害(さいがい)で困って(こまって)いないか、情報(じょうほう)を集めます(あつめます)。
- ・ 「やさしい日本語(にほんご)」や外国語(がいこくご)で、災害(さいがい)についての情報(じょうほう)をお知らせ(おしらせ)します。
- ・ 外国人(がいこくじん)の方(かた)からの相談(そうだん)や質問(しつもん)に答えます(こたえます)。
- ・ 災害(さいがい)が起きた(おきた)市(し)や町(まち)などに、翻訳(ほんやく)や通訳(つうやく)をする人(ひと)を紹介(しょうかい)します。
- ・ 市(し)や町(まち)、関係(かんけい)する団体(だんたい)などと連絡(れんらく)を取り合います(とりあいます)。

5 ホームページ(ほーむぺーじ)

<https://www.f-i-a.or.jp/>

6 問い合わせ(といあわせ)

福井県(ふくいけん)国際(こくさい)交流(こうりゅう)協会(きょうかい)

電話:0776-28-8800

被害を受けた企業への対応

大雨災害の影響を受けた中小企業・小規模事業者を支援するため、県内に特別相談窓口を開設しています。

- ・ 開設日:令和8年8月 31 日(月)
- ・ 開設時間:平日 8:30~17:15
- ・ 開設場所:福井県庁 4 階経営改革課内(TEL:0776-20-0750)

※ 政府系金融機関や商工団体等にも特別相談窓口を設置

